

花株助成のご案内

花株助成とは、「市民花壇づくり支援花株助成事業」です。

市民による道路等の花壇づくりを支援し、市民と協働による地域緑化を進め、緑豊かなまちづくりを推進することを目的としています。



【助成条件】

- 花株の植栽後、適切にかつ継続して維持管理（除草、水やり）を行うこと。
（市では、花壇の維持管理（除草、水やり）は行いません。）
- 盗難や破損、その他助成物品に関わる問題については、助成団体が対応・解決すること。
- 当該緑化活動を修了するときは、活動前の状況に復旧すること。
- 花株の植付け終了後に「事業実施報告書」（後日送付します）を速やかに提出すること。

【助成対象】

(1) 助成対象団体

市民委員会や町内会、グループ等の団体に限ります。（構成人数はおおむね5名以上）

（市民委員会、町内会、NPO法人、商店会、その他団体、グループ等）

(2) 助成対象となる花壇の場所

- ・ 道路（市道、道道、国道）の植樹ます（帯）及び路側帯等
- ・ 都市公園以外の児童遊園内花壇（詳細は土木部公園みどり課まで）
- ・ 公共施設敷地内（公民館、地区センター、学校等）

▶ 道道、学校施設及び公共施設については、別途様式での申請になります。

※ 個人宅や企業敷地等の民有地花壇に植えられる花株は助成しておりません。



【助成する花株の種類】

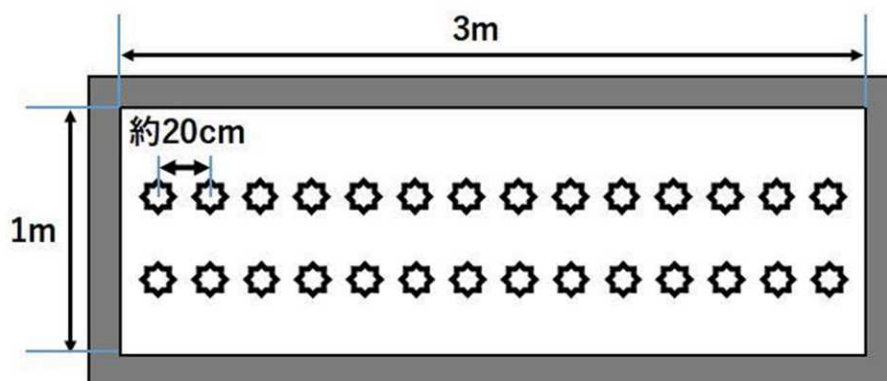
一年草			
ベゴニア (赤・白・ピンク)	マリーゴールド (黄・オレンジ)	サルビア (赤・むらさき)	ペチュニア (色は指定できません)
多年草（宿根草） ※道道花壇・学校や公共施設の花壇には植栽できません 多年草（宿根草）は補植用です。 R4 より、ヤブラン、ヘメロカリスの助成を行いません。			
ラベンダー（むらさき）		シバザクラ（色は指定できません）	

※ 新規に多年草（宿根草）を助成希望する場合は、土木部公園みどり課と協議してください。

【助成する花株の数量】

- 花壇 1 平方メートル（1 m× 1 m）あたり 1.0 株 が助成できる最大数量です。

（例）植栽面積が 3 m²（1 m× 3 m の花壇）でしたら、30 株が上限になります。



- 助成数量は、全助成希望団体からの申請結果によっては、減少する場合があります。
 - ※ やむなく助成数量を減らす場合は、全助成希望団体で均等に行います。
なお、多年草（宿根草）は補植用という観点から、一年草と調整割合を変更する場合があります。
（例）助成上限 1 m²あたり一年草 9 株 多年草（宿根草） 3 株にします。
- 助成数量を決定する上で、植栽する面積は重要になりますので、正確に記入してください。
 - ※ 資料等の作成のため、花壇面積を確認する場合がありますので、その際は立会をお願いします。
- **花株等の配付業者を指定することはできません。**
- **配達時間の指定はできないことを、ご了承の上、配達時間帯を記入してください。**
- 花株と腐葉土の配送は別々の業者をお願いしています。同じ時間帯に指定しても、腐葉土の配送が花株よりも遅くなる場合があります。

【助成する腐葉土（土壌改良材）の数量】

- 土壌改良材として、神楽岡公園内苗圃で作成した腐葉土を希望団体に配付します。
- 目安として、花壇 10 m²あたり 1 袋を目安とします。（1 袋の容量は、約 15 kg）

（例）50 m²の大きさの花壇では、5 袋が目安となります。

※ 令和 2 年度より客土の助成を行っておりません。花壇の土の状況が悪いなど、腐葉土が多めに必要な場合、必要数を記載してください。

希望数量の全量を助成できない場合があることを、あらかじめご了承の上、お申込みください。



みどりや自然は安らぎや潤いを与え、環境改善や防災に役立つ機能や美しい都市景観を生み出すなどの機能があります。この「市民花壇づくり支援花株助成」は、市民協働によって、みどりあふれるまちづくりを推進していこうとするものです。

【助成申請について】

● 申請方法

提出書類① 「地域緑化助成申請書（市民花壇づくり支援花株助成）」

- ▶ なお、花壇の場所が道道にある場合、「道道用 地域緑化助成申請書」をお使いください。
- ▶ 学校施設及び公共施設の場合、「学校、公共施設用 地域緑化助成申請書」とともに、「団体調書（学校・公共施設用）」も提出してください。

提出書類② 「助成物品配送先地図（裏面 植栽花壇位置図）」

①と②に必要事項を記入し、『旭川市土木部公園みどり課』まで、郵送又はEメールで送付、或いは持参してください。なお、Eメールで送付する場合はHPでも注意事項をご確認ください。

※いずれも、申請書に不備がある場合は、助成できないことがあります。

● 申請期限

締切：令和6年3月5日（火）必着

※ 締切を過ぎた場合は、助成を受けられません。

【Eメールで送るときの注意事項】

- メールタイトル：「花株助成申請（〇〇町内会等）」とつけてください。
- メール本文：メールの本文に次の項目をご記載ください。
申請団体名 連絡担当者名 連絡先電話番号
- 添付ファイル：提出書類①「地域緑化助成申請書（市民花壇づくり支援花株助成）」
提出書類②「助成物品配送先地図・植栽花壇位置図」
様式をHPからダウンロードのうえ、必要事項を記入して
PDF、WORD（ワード）、EXCEL（エクセル）、JPEG
のいずれかの形式で送付ください。
- メールは担当が内容を確認し、申請を受け付けした旨の返信メールを送信します。
3日以上たっても、公園みどり課からの返信メールがない場合、何らかの原因で
Eメールが届いていないことが考えられますので、電話でご確認願います。

【助成決定について】

- 申請書の審査及び集計結果に基づき、助成数量を決定します。
「助成決定通知書」を代表者（担当者）宛てに送付します。
なお、「助成決定通知書」は、5月上旬に送付する予定です。



【その他】

- 本助成事業は、旭川市の令和6年度予算が成立した段階で正式な決定となります。4月1日までに成立しない場合は、事業内容が変更及び中止となることもあります。
- 今回のご案内は、昨年度に提出いただいた「地域緑化助成申請書」及び「地域緑化助成事業実施報告書」に記載されている代表者（担当者）にお送りしています。
（代表者等に変更があった場合は、お手数ですが、引き継ぎをお願いいたします。）
- 「地域緑化助成事業実施報告書」の提出は、活動完了後、速やかに提出してください。
なお、申請と実際とが大きく異なる場合、実施報告書が提出されない場合は、次年度からの助成ができなくなる場合があります。

お 願 い

毎年、限られた予算内での助成を行っておりますが、資材費や人件費の増、人員不足等があり、業務対応に苦慮している状況があります。

特に、資材費の著しい増加があり、できるだけ皆様の緑化活動が継続できるようにという観点から、花株数の調整や市民協働で進める部分を増やすことなど、調整や事業見直しに取り組んでおります。

令和6年度は、花の種による育成試験を行い、助成花株数の減少に対応する方法を検討します。

皆様におかれましても、人手不足等、大変な状況はあると思いますが、数量調整や担当者からの日程調整などに御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。合わせて、活動内容が「助成の対象」及び「助成の条件」に沿ったものになっているか、植栽計画の見直しなどの御検討もよろしくお願いいたします。

花株助成についてのお問合せ先・申請書の送付先

旭川市土木部 公園みどり課 旭川市6条通10丁目 市役所第三庁舎

市役所代表電話 26-1111（内線5562）

郵送：〒070-8525 旭川市役所 土木部公園みどり課 宛

Eメール：kouenmidori@city.asahikawa.lg.jp

公園みどり課直通電話：25-9705

■ ホームページ アドレスはこちら

旭川市公園みどり課 緑化推進事業 花株助成について
花株助成申請の申請書等の様式のダウンロード、
Eメール送付の注意事項



URL：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/408/700/p004747.html>